

大気汚染防止法施行令・施行規則 関連のパブリックコメント案 2020.8.26

中皮腫・じん肺・アスベストセンター 東京労働安全衛生センター

以下の意見を参考に、ご自分のご意見を2020年9月3日までに電子政府へ、お伝えください。

○大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案(概要)

2.改正の概要 について 「(1)特定建築材料の種類を追加することが必要です。(いわゆる)レベル3作業(建材)を対象とする趣旨ですが種類が多彩であり、成形板以外の床材の接着剤、屋上のルーフィング材、風呂釜やユニットバスのパッキング等の材料について、調査と除去の方法をマニュアルで示すことを明記する必要があると思います。」

○大気汚染防止法施行規則及び環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令案

2-1.(1)特定粉じん排出等作業に係る作業計画 ○ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所後に「使用範囲は平面図等で図示する」点を、不適正工事防止、作業計画における除去範囲の明確化のために追加が望まれます。

2-1.(1)に「・隔離の破れや集じん・排気装置からの漏えいが疑われる状況が判明した際の確認、飛散防止及び清掃等の対応方法」を追加すること。

2-1(2)特定粉じん排出等作業に係る作業基準 ①石綿含有成形板等について

「薬液等による湿潤化を常に準備し、必要に応じて使用する点を明記し、石綿作業特別教育および石綿作業主任者技能講習の教育内容に追加すること」(特定建築材料を切断、破砕等することなく建築物等から取り外すことは実際やってみないと分からず、ネジやボルトの解除の際石綿粉じんが飛散することも考えられるからです。)

・二 一の方法により特定建築材料(三に規定するものを除く。)を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、「大防法第18条の14に基づく吹き付け石綿などレベル1建材除去における作業基準と同様に隔離養生に加えて負圧除じんの上で作業をすること」。「」内追加を求めます。

・三 特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるものにあつては、一の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部

除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、「大防法第 18 条の 14 に基づく吹き付け石綿などレベル 1 建材除去における作業基準と同様に隔離養生に加えて負圧除じんの上で作業をすること」。「」内追加を求めます。

2-1. (2) 特定粉じん排出等作業に係る作業基準 ②石綿含有仕上塗材について

「養生内作業は、高濃度の石綿粉じんが発生するおそれがあり養生内の石綿濃度を測定し、濃度により作業中止の対応も必要です。できない場合には負圧換気装置を使用し、一定条件で換気を行い作業を行うこと、養生解除の際には内部の石綿濃度が外部と同程度となる確認が必要です。」を追加すること。

②石綿含有仕上塗材について 二 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、以下の追加を求めます。「次に掲げる措置 ハ を講ずること。ハ 必要があれば集じん・排気装置により場内を負圧にし、外部にアスベスト粉じんを飛散させないこと。」

・石綿含有仕上塗材の廃棄物 「石綿含有仕上塗材の廃棄物は不定形で、粉じんが容易に発生する場合がある。現状では特別管理産業廃棄物として処理されているが、今後も引き続き特別管理産業廃棄物として処理することを求めます。」

2-2. (1) 事前調査の方法

「建築物、工作物又は船舶の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶の全ての材料について、」設計図書等の書面による調査及び建築材料の有無の目視による調査を行うこと。「」内変更を求めます。

2-2 事前調査の信頼性の確保 (2)一定の知見を有する者の活用二の規定の削除を求めます。石綿含有建材の調査が専門的な知識が必要で、問題が発生しているため前項を定めているので、「解体等工事の自主施工者である個人」に調査はできず二の規定は削除すべきです。

2-2.事前調査の信頼性の確保 (2) 一定の知見を有する者の活用

「環境大臣が定める者」から日本アスベスト調査診断協会の登録者を除外すること。アスベスト使用を推進してきた団体による民間資格であり、十分な実地研修が少なく調査実施者としてふさわしくないとの意見が多いためです。」

2-2.事前調査の信頼性の確保 (4)事前調査に関する記録

「中皮腫の潜伏期間等を考慮し事前調査に関する記録の保存期間は40年間とすること。」

2-2.事前調査の信頼性の確保 (5)事前調査結果等の掲示

事前調査結果等の掲示も作業方法の掲示と同様「東西南北等建物の各方角の道路側等かつ見やすい箇所に「各1箇所以上」日本産業規格A3以上大の掲示板を設けること。」

2-3.石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認 (1)作業終了時の確認

「特定粉じんに関する知識を有する者」は建築物石綿含有建材調査者や石綿作業主任者を想定しますが、この講師規程に作業完了の確認を行う研修が含まれていません。英国は完了検査者は公的資格で4段階の検査が義務付けら同様の資格制度を早急に導入すべきです。関連して、講習修了の講習についての仕組みを1年以内に整え、1年の猶予期間後に修了を義務づけることが必要です。

2-3.石綿含有建材の除去等作業が適切に行われたことの確認 (1)作業終了時の確認

「目視によるこれらの作業が完了したことの確認」の基準が不明確のため、具体的内容を作業基準に義務づけること。

【清掃】清掃の具体的方法が不明確なので、「」内への変更を求めます。

○特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、(中略)作業場内の「日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルターを付けた真空掃除機及びぬれ雑巾による」清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。(現行の規則別表第7の1の項下欄チ参照)

○特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、(中略)作業場内の「日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルターを付けた真空掃除機及びぬれ雑巾による」清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。(現行の規則別表第7の2の項下欄ハ参照)

(2) 隔離を解く際の確認

清掃の具体的方法が不明確、特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことの確認方法が不明確で、諸外国と同様に、「」内を追加する変更を求めます。・特定建築材料の除去後(中略)薬液等を散布するとともに作業場内の「日本工業規格Z8122に定めるHEPAフィルターを付けた真空掃除機及びぬれ雑巾による」清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、大気中への特定粉じんの排出又は飛散のおそれがないことを「環境省アスベストモニタリングマニュアル(第4.1版)に基づく測定法で」確認すること。

(3)特定粉じん排出等作業に関する記録について 中皮腫の潜伏期間を考慮し、特定粉じん

排出等作業に関する記録の保存期間は40年間とすること。

・建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲（使用範囲は平面図等で図示すること。）及び使用面積。」特定粉じん排出等作業の対象となる場合は、除去した特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲（使用範囲は平面図等で図示すること。）及び使用面積に加え、残存する特定建築材料の種類並びにその使用箇所、使用範囲（使用範囲は平面図等で図示すること。）及び使用面積。」を追加すること。

（4）元請業者から発注者への作業結果の報告、都道府県等への報告義務の追加を望みます。

2-4.特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認 ニ

集じん・排気装置のフィルターは作業進行で粉じん付着、圧力損失が増加、換気能力が低下し、監視の負圧監視装置も普及している。「特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に」ではなく、「常に」とすべきです。

○大気汚染防止法施行規則別表第七の四の項下欄ハの規定に基づき環境大臣が定めるもの(案)について

・リスクから「石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種」を「石綿を含有するけい酸カルシウム板第一種およびアモサイトまたはクロシドライトを含有する建築材料」とすること。

2-4. 特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前「、中断時及びその他必要がある場合に随時」に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。

○大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者(案)について(概要)

（2）一戸建て住宅等・（1）に掲げる者又は登録規定に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者 調査レベルが下がり不適正調査が相次ぐ原因となるため、「一戸建て等石綿含有建材調査者」について、大気汚染防止法施行規則第十六条の五第二号の規定に基づき環境大臣が定める者とすべきではありません調査者及び特定調査者の講習強化をすべきです。